

⇩ 役員給与の事前届出

Q : 当社は3月決算の会社です。届出をした役員賞与が損金算入できるようになったそうですが、いつまでに届出をすればいいのですか？

A : 遅くても、6月末までに届出なければなりません。

【解説】

すでにご存知のとおり、この規定は、事前届出をした役員賞与については損金に算入できるという内容のものです。この取扱いを受けるには、届出を①職務執行の開始の日か②会計期間開始の日から3月を経過する日のいずれか早い日までにしなければならないこととなっています。

しかし、税制改正前に役員給与の支給額や支給時期が定められていたものを4月1日以後に開始する事業年度において支給するというケースにおいて、この規定の適用を受けようとすると、届出することが物理的に不可能になることから、経過措置として、本年6月30日までに役員給与の届出期限(上記の①と②のいずれか早い日)を迎えるものについては、平成18年6月30日までに届出をすればよいとされました。

また、これまで賞与は損金算入できないからという理由で支給していなかった会社についても、4月1日以後に開始する事業年度において、株主総会等で役員給与の支給を定め、これを6月30日までに届出を行えば、その支給する役員賞与は損金算入することが認められることとなります。

